

浜田市告示第 43 号

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（補助金額等）

第 5 条 補助金の額及び補助限度額は、次に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 補助金の額 補助対象経費（他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の額を除く。）に次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める補助率を乗じて得た額以内の額（補助金額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ア 補助対象者が初めて実施する内容の事業（以下「新規事業」という。）

4 分の 3

イ 新規事業以外の事業 2 分の 1

(2) 補助限度額 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新規事業 50 万円

イ 新規事業以外の事業 30 万円

第 6 条第 2 項中「前条第 2 号に規定する」を「新規事業以外の」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。